# 地域協働の拠点施設 一 天七 ノター

地域住民が主体となった地域づくりの観点から、「公民館」を「市民センター」に移行して、より地域が 使いやすく、多様な活用ができる施設にします。

市民 センター

- ❖地域協働体の活動拠点とし、より多くの市民の参画を得ていきます。
- ❖ 「多くの人の集い」、「共に考える場」、「お互い協力し合う支え合い」を創ります。
- ❖生涯学習等の学びと地域づくりを一体的に行う体制にしていきます。
- **❖現行の公民館の事業は、市民センターで継続して行っていきます。**
- ❖ 平成 26 年度から、導入の検討を始めます。



## 市民センター

生涯学習拠点╋ 地域づくり拠点 (新たな創造)

市民センター(市長部局所管)

学び+地域づくり

【協働】

市民、地域協働体、各種団体等、行政

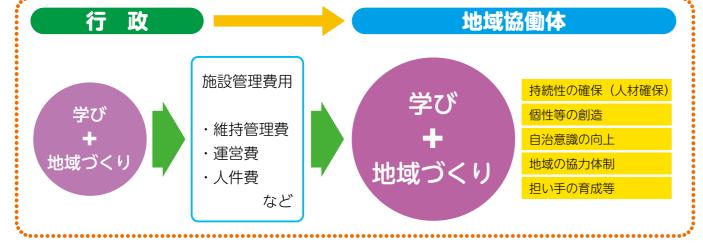
- ・集う、共に考える、支え合い

# 市民センターの地域による管理

当初は、市が管理運営しますが、将来的には「地域協働体」が管理運営していくことが望ましいと考えています。

地域協働体が管理 することにより期 待できる効果

- ①地域協働体の持続的な活動を支える人員体制等の組織強化
- ②個性等の創造 ③自治意識の向上 ④地域の協力体制
- ⑤中長期的な担い手の掘り起こし、育成



市民センターの地域による管理は、

- 平成26年度から、諸課題を整理し、あり方を検討します。
- 地域による管理の最初の段階では、市職員と地域協働体が雇用する職員とが共同で管理することとし、 年次計画的・段階的に移行するものとします。

みんなで創る地域づくりの仕組み

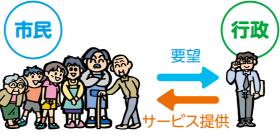
# 一関市地域協働推進計画

# 【概要版】

一関市地域協働推進計画は、地域づくりの進め方を「行政主導型」から、地域と行政が連携して 進める「地域協働型」に転換し、「市民主体の地域づくり活動の促進」と「市民と行政の協働によるま **ちづくりの推進** | のため、地域協働体の体制強化と活動支援を柱とした各種制度の構築から実施ま でに至る基本的な事項を定めた計画です。(計画期間:平成26年度~30年度)

# 地域づくりの進め方





地域、行政を取巻く環境変化に伴う行政だけの 取組みや行政主導のまちづくりの限界

### 地域では…

- · 少子高齢化、人口減少
- 市民参画意識の向上

#### 行政では…

- ・合併による広域的なまち づくりの展開
- ・個人主義、価値観の多様化 ・社会環境の変化(地方分 権、少子高齢化、人口減少)

# これから(地域協働型)



情報共有、目標や課題の共有 役割分担、相互協力、行動









地域ができることは地域で、地域でできないこ とや行政でやるべきことは行政で、共に住みよい まちづくりの当事者として協力、行動

# 計画の3つの基本方針

自分たちの地域は 自分たちで守り、創る

自立型の地域づくり

市民、地域、

行政等が連携し、 お互いが支えあい、 補完する 補完性の原則



「地域のことは そこに住む市民が 決められる社会」を 構築する

地域分権の推進

### 地域協働は -

地域の自治会(民区、町内会、集落公民 館等含む)、消防団やPTAなど各種団体、 市民、民間事業者(企業)等の多様な主体 が、一定の地域において互いに、又は行政 と、地域の特性や課題などを共有した上 で、役割分担しながら、地域課題の解決や 地域の実情に沿って地域づくりを進めるし くみです。

問い合わせ先 一関市市民環境部協働推進課(TEL21-8671) HP http://www.ichinoseki.iwate.jp/kyodo/

# 地域協働体 私たちの地域づくりを担う

# 地域協働体は

それぞれの地域が自主的につくる組織です。地域協働体は、地域全体の地域づくりの調整、推進役と なって、地域と行政の連携を強化します。

構成員

一定の区域において、自治会(民区・町内会・集落公民館等)や地域の各種団体、NPO、 企業など地域から幅広い参画を得ます。 ※各種団体の上部組織ではなく、構成員による「円卓会議」のような組織です。

取組み

- ・ みんなが話し合う場をつくり、「こんなまちにしたい」というような地域の目標を決めます。
- ・ 地域の課題を整理して、安全・安心、福祉、環境、文化、子育てなど必要な取組みを企画し、 地域の中で、または行政との役割分担により、地域づくり活動を展開していきます。
- 地域コミュニティを代表して、行政と意見交換等を行います。

期待される 効果

・ 地域協働体で自分たちの地域課題の解決を図ることや行政と協働することなどにより、 地域特性に応じた地域づくりが進むことが期待されます。

※地域協働体は、任意の組織であって、設置が義務付けられるものではありません。

# 地域協働体の位置づけは

## 地域では

#### 「地域コミュニティの代表組織」

地域住民や各種団体等と情報共有、連携、調整 を行い、地域の特性を活かした地域づくりや公 共的課題の解決に取り組むなど



行政に対しては

「地域と行政の協働のメインパートナー」

地域課題に関する市民の意見を行政に反映で

きる機能を有し、当該地域における行政事業に

地域協働体

地域協働への支援・仕組み(市では地域協働の取組みの段階に 応じて、様々な支援や仕組みを設けています)

(設立の段階)

・組織設立に向けた準備・地域協働体の設立・設立の届け出



地域の合意形成を図る 事業に対する支援

地域協働体の設立に向けた準備会などの会議、啓発等の経費の支援(補助制度)

**限度額:5 万円 補助率:100%** ※平成 27 年度まで実施

# 《体制多《妙の段階》

・事務局員の確保・意識醸成を図る啓発等・アンケート等計画策 定準備・地域づくり計画の策定



也域協働体が雇用する職員 (事務局員)に対する支援

1年目は、市の非常勤特別職(地域協働推進員)を、公民館に配置。2年目 以降は、地域での雇用を想定(市が費用を支援)〔実践の段階でも継続〕

「地域づくり計画」の策定支援

地域協働体の要請に応じて、会議等に市の職員を派遣

也域協働体支援事業費補助金

地域づくり計画を策定するまでの間の活動に係る支援(補助制度)

**限度額:20 万円 補助率:2/3** ※平成 27 年度まで実施

※ 地域づくり計画は、地域協働体が策定する地域の将来像(ビジョン)、課題やその解決の方向性などをまとめた 計画です。

# (実践の段階)

- ・地域づくり計画に基づく活動の実践・活動拠点の充実
- ・自立した活動の展開

地域づくり計画に基づく 事業に対する地域交付金 ※(仮称)地域ゆめづくり交付金

#### 地域づくり事業を自主的に取り組むために要する経費の支援(補助制度)

- ・平成26年度中に制度を検討し、27年度からの開始を想定
- ・各種補助金の一括化やハード事業に対する支援を検討

公民館の市民センター (仮称)への移行

学びと地域づくり活動の一体化(現行の公民館事業は市民センターで継 続実施)

・平成26年度に制度を検討し、27年度か28年度の移行を想定

市民センターの地域によ る管理

地域の個性や特性などを活かした施設活用と地域協働体の人的体制な どの組織強化等

・平成26年度から検討を開始

「地域担当職員」の配置

#### 地域と行政のパイプ役となる市職員の配置

・平成26年度から検討を開始

このほか、①研修の機会や市民活動の情報提供等 ②地域協働体と行政との意見交換の場の設置

③協働のまちづくりの推進に関する条例の検討 など